

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：庄内町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	90.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.1	%
全職員	76.2	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	95.6	%
本庁課長補佐相当職	96.8	%
本庁係長相当職	94.4	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	89.2	%
31～35年	94.4	%
26～30年	93.3	%
21～25年	94.3	%
16～20年	97.3	%
11～15年	95.4	%
6～10年	93.3	%
1～5年	92.0	%

#### 【説明欄】

- ① 本庁部局長・次長相当職は該当者がいないため、記載しない。
- ② 男性の約71%が任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は約52%にとどまる。
- ③ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は約76%である。

\* 勤続年数は採用年度を1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している